

別記様式第1号(第四関係)

へいせい ねんどながのけんきばんせいびちく かつせいかけいかく
平成26年度長野県基盤整備地区 活性化計画

長野県、千曲市

平成26年 2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成26年度長野県基盤整備地区活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	千曲市	地区名	六ヶ郷	計画期間	平成26年度～平成30年度

目 標

農業生産の基盤である農業用排水施設の整備により、生産性の向上、維持管理費の節減などの条件を整備し、農業経営の安定化を目指すことで、農山村における定住を促進する。

具体的には、長野県千曲市の農地を含む区域277.1haにおいて、農業用排水施設の整備を行い、持続的に農業を営むことにより定住を促進し、下記に示す地区ごとの人口の減少率の抑制を目指す。

【六ヶ郷地区】

千曲市の南部に位置する力石、新山、三本木集落では、千曲川の豊かな水によって育まれた肥沃な大地に恵まれ、水稻や果樹、花卉栽培など魅力ある農業を進めている、近年、農業従事者の減少や担い手の不足が懸念されている。

農業基盤整備により営農条件を向上させ、継続的な農業活動の維持と農業農村の活性化を図ることで、農家の定住を促進する。

本地区の人口は、平成20年度から平成25年度までに2.8%にあたる70人が減少しており、今後もさらに減少が見込まれることから、5年後の平成30年度の人口減少率を2.8%未満に抑制することを目標とする。

平成25年度:2,452人(千曲市住民基本台帳H25.10.1時点) 平成30年度:2,384人以上【減少率2.8%未満の抑制】(目標)

目標設定の考え方

地区の概要:

長野県は、8県に境連ねており、日本アルプスを始めとする山々から流れ出る水は、北に犀川、千曲川、南に木曾川、天竜川と国内有数の河川を有していることにより、比較的安定した農業用水を得ている。このため、松本、伊那、佐久、善光寺平など肥沃な平野部では水稻を中心とし、中山間部では果樹や野菜を中心とした複合経営により農業を営んでいる。県内の農地面積は、水田55,000ha、普通畑36,600ha、樹園地15,900ha、牧草地3,340haの合わせて110,900haである。傾斜地が多く、農家の経営面積が小さいなど、土地利用型農業の展開は困難な地域が多く、米の生産量は208,600tと全国生産量の2.4%にすぎないが、1等米比率は長年全国トップレベルの90%台を保っている。また、標高が高い地域では冷涼な気候を利用し、レタス、白菜、キャベツなどの高原野菜の栽培が盛んで一大産地を形成している。

【六ヶ郷地区】

千曲市は本州のほぼ中央部、長野県の東北部の千曲川中流域に位置する人口6万2千人の市である。高速道路網の整備により、長野自動車道、上信越自動車道の県内を南北に貫く2つの高速道は、ここ千曲市で合流し、首都圏、中京圏、北陸圏を一つに結ぶネットワークを形成している。また、観光とのタイアップによる姨捨棚田のオーナー制度、「一目十万本」といわれる「日本一のあんずの里」など魅力ある農業を進めている。

本地区は、千曲市の南部に位置し、一級河川千曲川を水源とする六ヶ郷用水の下流域に位置する水田地帯である。

六ヶ郷用水は千曲市と隣接する坂城町にまたがり、千曲川左岸に広大に開けた田園地帯約200haを灌漑する地域の重要な基幹的水利施設であり、受益地では水稻、花卉、小麦、果樹などが盛んに栽培されている。

また、力石、新山、三本木集落に跨る薬師堂地区では、ブロックローテーション方式の集団転作により、長野県農事試験場で育成された長野県生まれの品種である特産の小麦「ユメセイキ」を栽培しており、うどんやすいとん、菓子などに加工、販売されている。

現状と課題

本県の農業構造は、高齢化の進展による農業従事者の減少や輸入農産物の増加による農産物価格の低迷などの農業を取り巻く情勢の変化と、老朽化が顕著な農業生産基盤における維持管理に係る負担の増大などを要因として耕作放棄地が増加するなど、農業生産力や農村社会の活力低下等、多くの問題を抱えている。経営耕地面積に対する耕作放棄地の割合は12.8%で全国平均の6.0%を大きく上回っている。これらの耕作放棄地の多くは中山間地域など条件不利地域に多く存在しており、高齢化による後継者不足と生産基盤となる施設の維持管理及び更新が課題となっている。

【六ヶ郷地区】

六ヶ郷用水の下流部は、昭和20～30年代に水路整備が行われて以来改修されておらず、石積水路や土水路の区間では漏水を防ぐための補修や、水門のない箇所では人力による取水作業に多大な労力を費やしている。また、水路の管理道路が未整備であるため、日常の用水管理や洪水時の見回り等に支障をきたしている。農業従事者の高齢化、後継者不足に伴う労働力の低下が懸念される中、用水の安定供給の確保と維持管理軽減を図る基盤整備が求められている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、安定した農業生産を行うため、優良農地の確保や、水路・ため池・農道といった農業用施設の適切な維持管理を行うとともに、働きやすく、住みよい農山村の実現を目指す。

なお、活性化計画の計画期間内に農業用排水施設の整備・更新を行い、機能が確保された農地を18.1ha増加させることが可能となる。これにより、農山村の地区人口の減少率抑制、集落世帯数の維持、受益農家戸数の減少率抑制が図られ、農山村における定住等の促進につながる。

【六ヶ郷地区】

本地区の確保すべき優良農地の農業生産基盤の整備を計画的に実施することにより、生産性の向上、作業効率の向上によるコストの削減や余暇の増進に伴う6次産業化の推進などにより、魅力ある農業を構築する営農環境を整えるとともに、千曲市産業振興ビジョン、千曲市食料・農業・農村基本計画等による、農業の担い手の確保、生産集団の育成を図りながら農業経営基盤の強化と地域活力の再生を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
千曲市	六ヶ郷地区	基盤整備(農業用排水施設)	千曲市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
千曲市	六ヶ郷	農山漁村地域整備交付金(水利施設整備事業)	長野県	計画期間:H24~H28

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

六ヶ郷地区(長野県千曲市)	区域面積(※2)	277.1ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積277.1haのうち農林地面積は243.2haで87.8%を占めている。 当該区域を含む力石、新山、三本木集落の全就業者数は2,116人であり、内農林業従事者数は339人で16.0%を占めている。 【活性化計画対象集落:力石、新山、三本木】</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 当該区域の農林業従事者は339人(内農業従事者339人)である。これらの農業従事者の減少を抑制するためには、農業用排水施設等の機能を確保し、農家の営農環境を改善することが必要である。農業構造の改善による農業経営の安定化は、農業従事者の減少を抑制するとともに、新規就農者数の増加・促進、加えて地域人口の維持・増加に資するものとして有効かつ適当なものである。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 当該区域は、農振農用地であり、市街地を形成している区域を含んでいない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">該当なし</div>	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画が終了する年度の翌年度(事業完了後)に活性化目標である集落人口の減少率の抑制について、達成度合いを市町村の人口統計資料等を基に、千曲市と長野県が共同で評価を行う。

なお、この評価結果については千曲市の食料・農業・農村政策審議会等の検証結果を添えて公表する。

【六ヶ郷地区】

力石、新山、三本木集落の人口を対象

平成25年度:2,452人 平成30年度:2,384人 【2.8%未満の抑制】(目標)